

証言台に立ったとき

序

警察と裁判所の世話にだけはなるな、と親が常々口にしていたこともあり、できるだけ係わりになりたくない、と思っていました。ところが、バンクーバーで通訳のプロとしての訓練を受けようと思ったときに見つけたのは、何の因果か法廷通訳養成講座だけでした。講師は前期が当地の大学の日本語科の曾我教授。後期は長くバンクーバーでプロの通訳翻訳者として知られていたゴードン門田という方でした。

受講中に門田先生から紹介されたのが初仕事、海上損保の補償額に関する訴訟でした。被告側弁護士が、原告側証人を尋問する開示審でしたが、証人個人に利害がまったく絡まないケースだったのが幸いしたのでしょう。険悪なムードは一切なく順調に進み、まだ若かった私はせいぜい笑顔を活用してしっかりと勉強させてもらいました。そのときの弁護士が支払いと一緒に、推薦状をわざわざ同封してくださったのです。おかげさまで私の信用は一挙に高まり、本格的な通訳としての道が始まりました。

以来、実際に裁判の現場で日本人の証人の方々とご一緒するうちに、どうも日本人ならではの習慣が北米の裁判の場では不利に働くことが多い、というのに気づくようになりました。英語になりにくい言い回し、意味のあまりない日本語特有の婉曲表現が続いた場合、意識はできるだけ避けて、忠実な訳をするように訓練されている以上、そのとおりに英語にしなければなりません。もっと直裁に証言したほうが心象はよくなるのに、とどこかしく思うこともしばしばです。カナダは、通訳を裁判で使う権利が憲法で保障されているような、多文化の先進国であるはずなのに、こうした言葉の問題を意識している弁護士が案外少ない、ということも分かってきました。BC州では判事一人の裁判が多いため、その判事の異文化に対する懐の深さが証人を見る目に関わってくることもあります。

そこで、思いもかけず証人台に立つことになる日のために、注意すべき事項をまとめてみました。ただし、私は弁護士でもなく、単に通訳として司法の現場に関わるうちに自分なりに学んだことをまとめるだけであることをあらかじめお断りしておきます。また北米のカナダ、それもブリティッシュ・コロンビア州において積んできた法廷通訳の経験を元にしたものであることも申し添えます。

(余計な事ながら、当地では証人は最初に聖書を手にして真実のみを述べる旨、宣誓をしますが、キリスト教信者でなければ、良心に誓うことも可能です。証人が外国人だと分かると Swear or affirm? とちゃんと聞いてくれることが多いのです。後者が良心による宣誓です。弁護士がまったく説明しないので、その場でまごつく証人を何度も見ましたし、聖書で宣誓するのが当然として証人の意を尋ねてもくれない場合もあります。)

ここが肝心

1. 世の中は白黒ではなく、様々な濃度の灰色に満ちている、とするのが日本であり、証人の正直な気持ちではないでしょうか。それなりの事情があった、それをわかってほしいという証人ばかりです。一方で、何事も白黒に無理やり還元して整理していくのが裁判というものであるように思います。そこを前提として理解しておかないと、尋問の内容自体について感情的になってしまう場合がみられます。また人間の記憶は本来あやふやなものです。余計なことをいえばいほど後で突っ込まれえつじつまが合わなくなったりします。事実を簡潔に主張することが一番大切です。
2. 答えてはいけない質問、すべきではない質問を防ぐのが自分の雇った弁護士の役目です。もし自分側の弁護士が何か発言したら、そのやりとりが終わるまでゆっくりと待ちましょう。通訳はそのやりとりを全部は無理ですが、要領よく証人に伝えることになっています。たとえ弁護士が答えられないよう指示していても、証人の口から出た言葉はすべて訳すのが通訳の仕事です。
3. 日本語では結論が最後に来るために、話しながら考える、という傾向が強いと思います。したがって、証言がだらだらと長くなりがちで、話しているうちに証人自身が何を目的として話していたか分からなくなる、という例がよくあります。質問されたから答えるまでに時間がかかってもかまいません。ゆっくりと質問を頭の中で繰り返し、何を聞かれているかを整理して、自信を持って答えましょう。きちんと質問に答えないと、相手の弁護士の思う壺、あたかも答えたくないから言を左右している、と言わんばかりの意地悪なコメントが返ってきます。
4. 判事は裁判中メモを取り続けます。最終的な判断は、公判が終わってから、関係書類と速記録、自分で取ったメモを元に検討したうえで出てきます。たくさん話しても、最終的にメモとして残るのは質問に対する答えだけです。簡潔に直裁に、しかしながら具体的に、をお忘れなく。
5. 民事で公判前に証拠集めの一環として行われる開示審(カナダは Discovery 米国は Deposition)でも同様です。いくらたくさん説明しても、相手方弁護士は都合のいいところしか法廷では使いません。開示審は、証人としてのあなたの能力を見極め、裁判で追及できる発言を探すことが目的であることをお忘れなく。開示審での発言と食い違う証言を裁判で引き出すのが弁護士の腕の見せ所です。
6. 万が一間違っていたら困るから、というのがあるので、「思います」、「というような気がします」、「だったかもしれないし、ではなかったかもしれません」、「みたいでした」という表現がともかく目立ちます。目撃した事実は事実です。断言すべきところは断言しましょう。証言全体の信憑性にかかわってきます。最近の、

「何々とかあ」、「みたいな」、「かなあと」というあいまい表現を一体どう訳したらいいのでしょうか。いつか、日本から来た若い人の通訳として法廷に立つ日が来ることを私はおそれています。

7. 法廷通訳は、証人の発言すべてを通訳するように訓練されています。通訳に助けを求める、緊張をほぐすために軽口をたたく、などをもってのほかです。独り言でぶつぶついうことも通訳は訳さなくてはなりません。言い直しもすべてそのまま訳します。通訳としても、助けを求めるような視線を向けられると心が痛みます。でも何もできません。「そんなことをいっちゃまずいか」なんて独り言が通訳の耳に入ってきたら、そのまま証言として記録に残ってしまいます。
8. 日本語は十分に論理的な言語です。自分の正しさに自信があり、落ち着いて、素直に質問に耳を傾け、真摯に答える姿勢が大切です。きちんとした日本語は英語にしやすい、きちんとした英語は日本語にしやすい、のです。人間としての姿勢はおのずと体现されるものです。裁判とは信憑性の戦いであることを覚えておいてください。

証人の三原則

1. 態度： 判事なり、弁護士なりの目をまっすぐに見て話す。理想的には判事の目を見る。
思い出： かつて戦略訴訟華やかになりし頃、私も大きな米国の訴訟にかかわったことが何度かあります。決まって米国企業が日本のメーカーを訴える、というパターンで、日本の証人が次々と出張していらして弁護士の尋問に答える様子を、なんとビデオ撮影するのです。その画像を公判で陪審員に見せるためだそうです。最初から負けるように仕組んでいるようなものじゃないか、と思いました。まだ時差ぼけの中年の日本男性がうつむきがちにぼそぼそと話す様子、それでなくても好意的ではない米国市民の目にどう映るでしょうか。
2. 内容： 真実を述べる。分からないときには分からないという。遠慮せずに質問を聞き返す。
分からない、覚えていないのが真実であれば、そう発言することを恐れてはいけません。
3. 言葉使い： 通訳に分かりやすいようにゆっくりと明確に話す。内容は分からなくても話しぶりは伝わります。こそあど言葉は英語になりにくいもの、できれば避けましょう。くどいようでも主語と目的語をできるだけ入れて話してください。複数単数の区別がかかわるときにはそれも明確にしましょう。通訳に正しく伝えてもらうためには、できるだけ具体的な表現を使って誤解がないようにしましょう。

安武優子ならこうする

1. 尋問の練習をしましょう。主任弁護士は高いですから、最初は司法修習生 (articling student) のような安い人に練習の相手になってもらい、仕上げを主任弁護士にお願いするといいでしょう。少なくとも独特の言い回しに慣れましょう。通訳にも参加してもらい、どういう言い方が英語になりやすいか確認しましょう。
2. 関連する出来事の経過を復習しましょう。きちんと思い出す努力も何もせずにぼっと証言台に立つ人がいますが、刑事事件ならば被告の人生が、民事ならば多額の金員がかかっていることが多いのです。開示審があった場合には、自分の証言を速記録一度チェックして、記憶間違いがあったら弁護士に伝えておきましょう。
3. 法廷にあらかじめ出向いて場所をチェックしておきましょう。裁判所は意図的にだと思いますが、非日常的な空間になっています。公判は見学自由ですから、その場の雰囲気に触れて、少しでも平常心のまま証言できるようにしておきましょう。

この資料の役立つ日が来ないことをお祈りしています。

安武優子